

○茨城県立医療大学施設・教育研究環境整備委員会規程

〔 令和6年10月24日
医療大訓第4号 〕

（趣旨）

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第13条第3項の規定に基づき、茨城県立医療大学施設・教育研究環境整備委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 各学科長及び各センター長
- (7) 専攻科長
- (8) 研究科長
- (9) 付属病院長
- (10) 学長特別補佐
- (11) その他学長が必要と認める者

（審議事項）

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 施設更新計画に関する事項
- (2) 施設の補修に関する事項
- (3) 新たな施設の整備に関する事項
- (4) 教育研究に必要な環境（設備・備品等）の整備に関する事項
- (5) 防犯設備の整備に関する事項
- (6) 施設・設備の維持管理及び安全に関する事項（教育研究環境を含む）
- (7) 環境安全管理に関する事項（実験・実習廃棄物の処理、危険物の管理等）
- (8) 工事等の調整に関する事項
- (9) その他施設・設備に関する事項（教育研究環境を含む）

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会は、審議を適切に行うため、必要に応じて別に専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員等を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局総務課・教務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が別に定める。

付 則

1 茨城県立医療大学施設整備委員会規程(令和3年9月24日医療大訓第3号)及び茨城県立医療大学教育研究環境整備委員会規程(平成25年10月23日医療大訓第2号)は廃止する。

2 この規程は、令和6年10月24日から施行する。